

商業活性化推進事業の概要

1 事業概要

(1) 目的

商店街等が実施する商店街の課題解決及び地域商業の活性化のために実施する事業に対し、市町と共に支援することにより、県内の地域商業・商店街の活性化を推進することを目的とします。

(2) 対象事業者

商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所・商工会、任意団体

(3) 対象事業

事例①～事例⑥を2以上組み合わせた事業を対象とします。
事例①～事例⑥の単体事業での応募は対象外となります。

事例① 計画構想策定・調査研究事業

商店街等の活性化計画(構想)策定事業や商店街の活性化に資する調査研究事業

事例② 空き店舗対策事業

商店街の空き店舗を改装し、新たにコミュニティー施設として立ち上げるための事業

事例③ 人材育成支援事業

商店街、商工会議所・商工会等が連携して、まちづくりや商店街の活性化を担う人材の発掘・育成を図る事業

事例④ 地域生活再生事業

地域生活の再生を目的として、商店街等が地域課題に対応して取り組む事業

事例⑤ 魅力向上事業

商店街等が持つ独自の強みや魅力を発掘・活用し、魅力向上に取り組む事業

事例⑥ イベント事業

※新たに立ち上げる場合を想定しています。

- 以前に商業活性化推進事業で実施した事業については、応募書類提出前に必ず事務局に事前に確認してください。
- 応募要件を満たしていないもの、書類に不備のあるものは、原則、受付しませんのでご注意ください。

(4) 助成限度額及び助成率

① 助成限度額 100万円
複数の商店街が連携して行う場合 150万円

② 助成率 基金 1/3 市町 1/3 事業者 1/3
※市町の補助額と限度額のどちらか低い方の金額を助成額とします。

3 応募方法

応募を希望する事業者は、事業計画書等必要書類を事務局へ提出してください。

※市町からの同額補助を必須としているので、事前に地元市町から補助金が受けられることが確認できる書面を提出してください。

4 応募締切

締切：平成28年5月2日（月）必着

※郵送の場合は、締切当日に届くように送付してください。

5 事業の採択について

(1)採択予定件数

10件

※予算の範囲内で採択するため、応募事業者全てが採択されるとは限りません。また、採択された場合でも、要望金額から減額されることがありますのでご了承ください。

(2)採択方法

提出された事業計画書の内容について専門家等による審査を実施し、採否を決定します。

6 その他

国の補助金に採択された事業については、応募対象外とします。